

琵琶湖周辺地域の魅力発信業務 公募型プロポーザル方式提案者募集要項

1 業務名

琵琶湖周辺地域の魅力発信業務

2 業務場所

守山市役所ほか

3 業務の目的

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、本市への国内・外からの観光客や宿泊施設の利用が大幅に減少し、今後の感染収束時期を見極めつつ県外からの観光客の獲得と観光需要の回復に向けた反転攻勢の備えが必要とされています。

本市においては、琵琶湖周辺地域において体験（自転車、ボート、ゴルフ、湖上アクティビティ）や琵琶湖付近の景色（琵琶湖大橋）、宿泊施設やショッピングモール（ホテル、ピエリ守山）など誘客できる観光資源が十分に整っており、これらを効果的に発信することで県外からの認知度を高め、国内からの観光客増加を図るとともに今後のインバウンド受け入れ体制づくりにつなげるため、本業務において既にある観光資源を活かし、高度な撮影技術による写真や動画等の媒体制作と県外への効果的な発信を行うことを目的としています。

4 業務内容

別紙「琵琶湖周辺地域の魅力発信業務 特記仕様書」のとおり

5 見積上限価格

金 2,250,000 円（消費税および地方消費税を除く。）

6 履行期間

契約締結日から令和3年3月25日まで

7 参加資格要件

(1) 実績

平成29年4月1日以降、公告日の前日までに完了している国または地方公共団体における同種・類似の情報発信業務の実績を3件以上有すること。

(2) 撮影・調整・取材等

ア 高画質の撮影技術を用意できる者

- イ 実施事業に必要な各施設等との取材交渉が受注者で行える者
- ウ 実施事業に必要な被写体を受注者で手配できる者
- エ 各種法令を遵守したプロモーションが展開できるよう、必要機関との調整ができる者

(3) その他

以下の項目に該当するものは、参加資格を有しないものとする。

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。
- イ 経営状態が健全でなく、市税等を滞納している者。
- ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立てがなされている者または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者。
- エ 次に規定する者およびこれらの者が役員等になり、またはその経営に実質的に関与している法人その他の団体。
 - (ア) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。
 - (イ) 暴力団員 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員
 - (ウ) 暴力団関係者とは以下のいずれかに該当する者をいう。
 - ・自己、自社もしくは第三者の不正な利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 - ・暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与する等、直接的もしくは積極的に暴力団の維持もしくは運営に協力し、または関与している者
 - ・暴力団もしくは暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有している者
 - ・暴力団、暴力団員または上記までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用する等している者

8 選定条件

参加申込書を提出したもので、上記 7 (1) から (3) の参加資格要件をすべて満たすものを指名する。

9 参加申込みおよび受付

(1) 参加申込みおよび受付の方法

本募集要項 10 で掲げる提出書類を、持参または郵送により提出すること。なお、郵送による場合は、受付期間内必着とする。（消印有効ではない）

(2) 受付場所

守山市総合政策部地域振興課

(3) 受付期間

令和2年8月6日(木)から令和2年8月31日(月)正午まで

10 提出書類

以下の書類を提出することとする。なお、令和2年度 守山市役務委託等業務業者登録名簿に登録のある業者については、(3)から(7)は不要とする。

- (1) 公募型プロポーザル参加申込書
- (2) 提案者概要書および実施体制調書（提案様式2、3、4）
- (3) 法人に係る登記事項証明書または商業登記簿謄本【法人の場合】
- (4) 身元証明書【個人の場合】
- (5) 印鑑証明書（発行日から3カ月以内）
- (6) 納税証明書（税金の未納のないことを示すもので発行日から3カ月以内）
【法人の場合】
 - ア 国税：法人税、消費税および地方消費税
 - イ 都道府県税：法人事業税、法人都道府県税
 - ウ 市町村税：法人市町村税、固定資産税
- (7) 委任状（支店または営業所と取引をする場合）

11 プロポーザルの実施概要

(1) 提案時期

令和2年8月31日(月)正午を提案書提出期限とする。

(2) 実施要領の入手方法

令和2年8月6日(木)、守山市総合政策部地域振興課窓口にて配布するとともに、本市のホームページに掲載する。なお、窓口における配布は土日祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までに限る。

(3) 事業の全体スケジュールおよび受注者決定までの事務手順

以下に全体のスケジュールを示す。詳細は、別紙『公募型プロポーザル方式実施要領』のとおり。

- | | |
|---------------|-------------|
| ・実施要項発表 | 令和2年8月6日(木) |
| ・質問締切 | 8月19日(水) |
| ・質問回答 | 8月21日(金) |
| ・提案書提出期限(必着) | 8月31日(月) |
| ・書類審査、プレゼン案内 | 9月3日(木) |
| ・プレゼン審査(予定) | 9月8日(火) |
| ・最終審査結果通知(予定) | 9月11日(金) |

12 質疑応答

本プロポーザルに関連して疑義のある方は、質問書（提出様式7）にて、令和2年8月19日（水）午後5時までに上記9（2）提出場所宛に提出すること。提出方法は、電子メールまたはFAX、郵送等（当日消印有効）によるものとする（提出された場合には、受信確認の連絡をすること）。電話および口頭による受付は不可とする。

質問書の内容およびそれに対する回答は市のホームページで8月21日（金）までに掲載する。

13 問い合わせ先

〒524-8585 滋賀県守山市吉身二丁目5番22号

守山市総合政策部地域振興課 担当：福造

電話 077-582-1165

FAX 077-582-0539

E-mail chiikishinko@city.moriyama.lg.jp